

## 尚綱大学・尚綱大学短期大学部動物実験規程

### (目的)

第1条 この規程は、「動物の愛護及び管理に関する法律」(昭和48年法律第105号)、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」(平成18年環境省告示第88号)、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」(平成18年文部科学省告示第71号)、「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」(平成18年日本学術会議)、その他の関係法令等に基づき、尚綱大学及び尚綱大学短期大学部(以下「本学」という。)において動物実験を行う際に遵守すべき事項を示すことにより、科学的観点のもとより、動物愛護、環境保全及び実験等を行う教職員・学生等の安全確保の観点から、適正な動物実験の実施を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験 実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 飼養保管施設 実験動物を飼養若しくは保管又は動物実験を行う施設・設備をいう。
- (3) 実験室 実験動物に実験操作(48時間以内の一時的保管を含む)を行う動物実験室をいう。
- (4) 実験動物 動物実験の利用に供するため、飼養保管施設及び実験室で飼養又は保管している哺乳類に属する動物をいう。
- (5) 動物実験計画 動物実験の実施に関する計画をいう。
- (6) 動物実験実施者 動物実験を実施する者をいう。
- (7) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (8) 管理者 動物実験に関する知識及び経験を有し、飼養保管施設、実験室及び実験動物を管理する者をいい、部会の部会長をもって充てる。
- (9) 飼養者 動物実験実施者の下で、実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。

### (適用範囲)

第3条 この規程は、本学において実施される哺乳類の生体を用いたすべての動物実験に適用される。なお、哺乳類以外の動物実験についても、この規程の趣旨に沿って適用される。

### (設備、組織の整備)

第4条 学長は、動物実験を適正かつ円滑に実施するために必要な設備及びその管理に必要な組織体制の整備に努めなければならない。

(尚綱大学・尚綱大学短期大学部動物実験部会の設置)

第5条 学長は、この規程の適正な運用を図るために、尚綱大学・尚綱大学短期大学部動物実験部会（以下「部会」という。）を置かなければならない。

(構成)

第6条 部会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 生活科学部長
- (2) 生活科学部教授又は准教授 2人
- (3) 短期大学部食物栄養学科教授又は准教授 2人
- (4) その他部会長が必要と認めた者 若干名

2 前項の委員は、学長が委嘱する。

3 第1項第2号から第4号までの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 第1項の委員に欠員が生じた場合、補欠の委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(審議事項等)

第7条 部会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 動物実験責任者から提出された動物実験計画の審査及び承認に関すること。
- (2) 動物実験の実施状況及び結果に関すること。
- (3) 飼養保管施設及び実験室の維持管理並びに実験動物の飼養保管状況に関すること。
- (4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の体制、内容及び実施に関すること。
- (5) 自己点検・評価に関すること。
- (6) その他実験動物及び動物実験に関し必要な事項

(部会長)

第8条 部会に部会長を置き、生活科学部長をもって充てる。

2 部会長は、部会を招集し、その議長となる。

(議事)

第9条 部会長は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 部会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第10条 部会長は、必要があると認めた場合は、委員以外の者を部会に出席させ、意見を聴取することができる。

(事務)

第11条 削除

(動物実験計画の立案・審査・手続き)

第12条 動物実験責任者は、動物実験により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、所定の「動物実験計画書」(様式1)を学長に提出しなければならない。

- (1) 研究の目的、意義及び必要性を明確にすること。
- (2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。
- (3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。
- (4) 苦痛の軽減により動物実験を適切に行うこと。
- (5) 苦痛度の高い動物実験、或いは致命的な動物実験等を行う場合、実験に伴う激しい苦痛から実験動物を解放するためのエンドポイント(実験打ち切りの時期)を実験計画段階で設定すること。
- (6) 遺伝子組換え動物に関する実験については、本学遺伝子組換え実験安全部会の審査を受けること。

2 学長は、動物実験責任者から動物実験計画書の提出を受けたときは、部会に審査を付議し、その結果を当該動物実験責任者に通知しなければならない。

3 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、動物実験を行うことができない。

4 動物実験責任者は、承認された動物実験計画を変更しようとするときは、「動物実験計画書」(様式1)を学長に提出しなければならない。

(実験操作)

第13条 動物実験実施者は、動物実験の実施にあたって、関係法令に則するとともに、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 適切に維持管理された飼養保管施設或いは実験室において動物実験を行うこと。
- (2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。

- ①適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
- ②実験の終了の時期(人道的エンドポイントを含む)の配慮
- ③適切な術後管理
- ④適切な安楽死の選択

(3) 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。

2 動物実験実施者は、安全管理に注意を払うべき実験(物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験)を行う場合は、人の安全を確保することはもとより、飼養保管施設及び実験室の汚染により、実験動物が障害を受けたり、実験結果のデータの信頼性が損なわれたりすることのないよう、十分に配慮しなければならない。

3 動物実験実施者は、前項の実験を行う場合は、飼養保管施設及び実験室の周囲への汚染防止について、実験の状況を踏まえつつ、特段の注意を払わなければならない。

4 動物実験責任者は、動物実験計画を実施した後、年度毎に「動物実験報告書」（様式2）により、使用動物数、計画からの変更の有無、成果等について学長に報告しなければならない。  
（飼養保管施設及び実験室）

第14条 実験動物の飼育、管理及び動物実験を適正かつ円滑に実施するために、九品寺キャンパス2号館2階共同実験室内に飼養保管施設及び実験室を設置する。

2 前項の施設以外に新たに飼養保管施設を設置（変更を含む）する場合は、管理者が「飼養保管施設設置承認申請書」（様式3）を提出し、学長の承認を得なければならない。学長は、当該施設を部会に調査させ、その助言により、承認または非承認を決定しなければならない。

3 第1項の施設以外に新たに実験室を設置（変更を含む）する場合は、管理者が「実験室設置承認申請書」（様式4）を提出し、学長の承認を得なければならない。学長は、当該実験室を部会に調査させ、その助言により、承認または非承認を決定しなければならない。

（実験動物の飼養及び保管）

第15条 動物実験を実施する際の実験動物の飼養及び保管は、関係法令及び基準を踏まえ、科学的観点及び動物愛護の観点から適切に実施しなければならない。

2 飼養保管施設は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。

(2) 動物種や飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。

(3) 床や内壁などが清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。

(4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。

(5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

3 管理者は、飼養保管のマニュアルを定め、動物実験実施者及び飼養者に周知しなければならない。

（飼養保管施設及び実験室の維持管理）

第16条 動物実験実施者、管理者及び飼養者は、協力して適切な施設、設備の維持管理及び改善に努めなければならない。

（実験動物の健康及び安全の保持）

第17条 動物実験実施者、管理者及び飼養者は、次に掲げる事項に留意し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

(1) 実験動物の生理、生態、習性等に応じ、かつ、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切に給餌及び給水を行うこと。

(2) 実験目的以外の傷害や疾病から実験動物を守るために、必要な健康管理を行うこと。また、実験動物が傷害を負い、又は疾病にかかった場合にあつては、実験等の目的の達成に支障を

及ぼさない範囲で、適切な治療等を行うこと。

(実験動物の導入)

第18条 動物実験責任者は、飼養保管施設或いは実験室に実験動物を導入するときは、適正に管理されている機関又は施設等から導入しなければならない。

(実験動物の管理)

第19条 動物実験実施者及び動物実験責任者は、協力して、実験動物導入時から不要時に至るすべての期間にわたって、実験動物の状態を子細に観察し、適切な処置を施さなければならない。

2 管理者は、動物実験の実施に関係のない者が実験動物に接触しないよう、必要な措置を講じなければならない。

(実験終了後の処置)

第20条 動物実験実施者は、実験を終了あるいは中断した実験動物を処分する際に、速やかに致死量以上の麻酔薬の投与等によって、実験動物にできる限り苦痛を与えないようにしなければならない。

2 動物実験実施者は、実験動物の死体等の処理に当たっては、人の健康及び生活環境を損なうことのないように、かつ、動物愛護の精神に則り適切に行わなければならない。

(記録の保存及び報告)

第21条 管理者は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備、保存しなければならない。

2 管理者は、年度ごとに飼養保管した実験動物の種類と数等について、学長に報告しなければならない。

(教育訓練)

第22条 部会は、動物実験実施者に対して、次に掲げる事項に関する所定の教育訓練を行わなければならない。

- (1) 関連法令、指針等及び本学の定める規程等に関する事項
- (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
- (3) 実験動物の保管に関する基本的事項
- (4) 安全確保及び安全管理に関する事項
- (5) その他適切な動物実験等の実施に関する事項

2 部会は教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名を記録し、これを5年間保存しなければならない。

(自己点検・評価及び検証)

第23条 部会は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。

- 2 部会は動物実験実施者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。
- 3 学長は、自己点検・評価の結果について、学外の者による検証を受けるよう努めるものとする。

(情報公開)

第24条 本学に於ける動物実験に関する情報を毎年1回程度公表するものとする。

(緊急時の対応)

第25条 管理者は、地震や火災等の緊急時に執るべき措置について、計画をあらかじめ作成し、関係者へ周知を図らなければならない。

- 2 緊急時に執るべき措置に係る計画は別に定める。

(雑則)

第26条 この規程に定めるもののほか、動物実験又は実験動物に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(事務)

第27条 この規程に関する事務は、九品寺キャンパス事務部教務課において処理する。

(改廃)

第28条 この規程の改廃は、部会の議を経て学長が行うものとする。

附 則

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年12月22日から施行する。

# 動物実験計画書

平成 年 月 日

尚 綱 大 学 長 殿

尚綱大学・尚綱大学短期大学部動物実験規程第12条第1項、第4項に基づき、下記のとおり届出ます。

新規  継続  変更 (選択項目を■)

受付番号

※ 変更の場合変更事項を朱書きで記入

動物実験責任者 (生活科学部・短期大学部教員)	ふりがな氏名	職	所 属	内線番号	印 鑑	
	e-mail :					
実験実施者 (分担者)	ふりがな氏名	身 分	所 属			
* 開示又は不開示にチェックをして下さい。 なお不開示の場合は開示を希望しない理由を書いて下さい。						
研究課題 <input type="checkbox"/> 開 示 <input type="checkbox"/> 不 開 示						
	開示を希望しない理由 :					
研究目的と研究計画・方法 (※代替手段の検討に基づき、動物実験を必要とする理由も記入して下さい。) <input type="checkbox"/> 開 示 <input type="checkbox"/> 不 開 示						
	開示を希望しない理由 :					
実験期間 (最長2年以内の年度末まで)	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日					
実験計画の種類	<input type="checkbox"/> 試験・研究 <input type="checkbox"/> 教育・訓練 <input type="checkbox"/> その他( )					
使用動物	動物種	系統	性別	匹数	微生物学的品質	入手先(業者名)
					SPF クリーン CV SPF クリーン CV	
飼育室及び実験室	飼育室	<input type="checkbox"/> 飼養保管施設		実験室	<input type="checkbox"/> 動物実験室	
		<input type="checkbox"/> 飼育しない			<input type="checkbox"/> その他の施設 ( )	
倫理基準のカテゴリーによる分類	別紙「動物実験における実験処置に対する倫理基準」を参考にして、自己評価し記入する。 <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D <input type="checkbox"/> E					
動物の苦痛軽減法 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> 軽微な苦痛の範囲内なので、特に措置を講じない。 <input type="checkbox"/> 麻酔薬・鎮痛薬等を使用する。(薬剤名: ) <input type="checkbox"/> 短期間の保定・拘束なので、特に問題ない。 <input type="checkbox"/> その他 ( )					
安楽死させる方法	<input type="checkbox"/> 過剰量の麻酔薬の投与 <input type="checkbox"/> 炭酸ガスの吸入 <input type="checkbox"/> 頸椎脱臼 <input type="checkbox"/> その他 ( )					

動物実験部会審査日：平成 年 月 日	
動物実験部会の意見等：	
審査結果：	
動物実験計画の承認の可否： <input type="checkbox"/> 承認 (承認番号: ) <input type="checkbox"/> 不承認	
決定年月日：平成 年 月 日	尚綱大学長

## 動物実験における実験処置に対する倫理基準

カテゴリーA：生きた動物を用いない実験あるいは植物，細菌，原虫，又は無脊椎動物を用いた実験

- 剖検により得られた組織を用いること
- 屠場から得た組織を用いること

カテゴリーB：動物に対してほとんど不快感を与えないと思われる実験

- 動物を手で保定すること
- あまり有害でない物質の投与あるいは少量採血などの簡単な処置
- 深麻酔により意識のない動物を用いた実験
- 短時間（2～3時間）飼料や水を与えないこと
- 適切な安楽死により動物を殺処分すること

カテゴリーC：動物に対して軽微なストレスあるいは短時間持続する痛みを伴う実験

- 麻酔状態で血管を露出させたり，カテーテルを長時間挿入したりすること
- 行動学的な実験において，意識のある動物に対して短時間ストレスを伴う保定を行うこと
- フロイントのアジュバントを用いた免疫
- 苦痛を伴う刺激を与える実験で，動物がその刺激から逃れられる場合
- 麻酔状態における外科的処置で，処置後に軽度の不快感を伴うもの  
(カテゴリーCに該当する処置は，ストレスや痛みの程度，持続時間によってさまざまな配慮が必要となる。)

カテゴリーD：避けることのできない重度のストレスや痛みを伴う実験

- 行動学的実験において故意にストレスを加えること
- 麻酔状態における外科的処置で，処置後に著しい不快感を伴うもの
- 苦痛を伴う解剖学的あるいは生理学的処置
- 苦痛を伴う刺激を与える実験で，動物がその刺激から逃れられない場合
- 長時間（数時間以上）にわたって動物の体を保定すること
- 離乳前の子どもを母親から隔離すること
- 攻撃的な行動をとらせ，自分自身，あるいは同種他個体を損傷させること
- 麻酔薬を使用しないで痛みを与えること（毒性試験において動物を死に至らしめる場合，動物が耐えることができる最大に近い痛みを与えること）（動物が激しい苦悶の表情を示す場合，例えば，放射線障害をひきおこすこと，ある種の注射，ストレスやショックの研究など）  
(カテゴリーDに属する実験を行う場合，研究者は，動物に対する苦痛を最小限にするため，あるいは苦痛を排除するために，実験計画の変更を考察する責任がある。)

カテゴリーE：麻酔していない意識のある動物を用いて，動物が耐えることのできる最大に近い痛み，あるいはそれ以上の痛みを与えるような処置

- 手術する際の保定のため，麻酔薬を使わずに，筋弛緩薬あるいは麻痺性薬剤（サクシニルコリンあるいはその他のクラーレ様作用を持つ薬剤）を使うこと
- 麻酔していない動物に重度の火傷や外傷をひきおこすこと
- 精神病のような行動をおこさせること。
- 家庭用電子レンジあるいはストリキニーネを用いて殺すこと
- 避けることのできない重度のストレスを与えること
- ストレスを与えて殺すこと  
(カテゴリーEに属する実験は，それによって得られる結果が必要なものであっても決して行ってはならない。)



# 平成 年度 動物実験報告書

平成 年 月 日

尚 綱 大 学 長 殿

尚綱大学・尚綱大学短期大学部動物実験規程第13条第4項に基づき、下記のとおり報告します。

動物実験責任者	氏 名		所 属			
研究課題名						
承認番号						
動物実験の結果	<input type="checkbox"/> 計画どおり実施	<input type="checkbox"/> 一部変更して実施 (変更届は提出済みである)		<input type="checkbox"/> 中止		
	結果の概要					
実験動物の使用状況	動物種・系統	今年度新たに準備した動物数	昨年度からの継続も含め飼育した動物総数	実験に使用し屠殺した動物数	実験に使わずに処分した動物数	継続飼育中の動物数
		導入： 自家繁殖：				
		導入： 自家繁殖：				
	実験動物の入手先：			屠殺動物の処分先：		
成果 (予定を含む) (得られた業績、例：雑誌論文、図書、工業所有権などについて、著者名、論文標題、雑誌名、巻・号、発行年、頁、出版社などを記載、必要に応じて別紙に記載)						
特記事項						

## 飼養保管施設設置承認申請書

平成 年 月 日

尚 綱 大 学 長 殿

管理者  
 所属： 職名：  
 氏名：

尚綱大学・尚綱大学短期大学部動物実験規程第14条第2項に基づき、下記の飼養保管施設設置の承認について申請します。

1. 飼養保管施設の名称	
2. 施設の管理体制	<管理者> 所属： 職名： 氏名： 連絡先：
	<実験動物管理者> 所属： 職名： 氏名： 連絡先： 関連資格： 経験年数：
	<飼養者> (人数が多い場合、別資料として添付) 所属： 職名： 氏名： 連絡先： 関連資格： 経験年数：
3. 施設の概要	1) 建物の構造： (例：鉄筋コンクリート造)  2) 空調設備： (例：温湿度制御、換気回数等)  3) 飼養保管する実験動物種：  4) 飼養保管設備 (飼育ケージ等) 規格： 最大収容数：  5) 逸走防止策 (ケージの施錠、前室の有無、窓や排水口の封鎖など)  6) 衛生設備 (洗浄・消毒・滅菌等の設備) 名称： 規格：  7) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺への悪影響防止策
4. 特記事項 (例：化学的危険物質や病原体等を扱う場合等の設備構造の有無等)	

動物実験部会調査日： 年 月 日 調査結果： <input type="checkbox"/> 申請された飼養保管施設は規程に適合する。 (条件等 <input type="checkbox"/> 改善後、使用開始すること。) <input type="checkbox"/> 申請された飼養保管施設は規程に適合しない。 意見等：
---

設置承認の可否： <input type="checkbox"/> 承認 (承認番号： ) <input type="checkbox"/> 不承認 決定年月日： 年 月 日 <span style="float: right;">尚綱大学長</span>
---

添付資料

- 1) 施設の位置を示す地図      2) 施設の平面図

## 実験室設置承認申請書

平成 年 月 日

尚 綱 大 学 長 殿

管理者

所属：

職名：

氏名：

尚綱大学・尚綱大学短期大学部動物実験規程第14条第3項に基づき、下記の実験室設置の承認について申請します。

1. 実験室の名称	
2. 実験室の管理体制	<実験室管理者> 所属： 職名： 氏名： 連絡先：
3. 実験室の概要	1) 実験室の面積：( m <sup>2</sup> ) 2) 実験に使用する実験動物種： 3) 実験設備 (特殊装置の有無等) 4) 逸走防止策 (前室の有無、窓や排水口の封鎖など) 5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺への悪影響防止策
4. 特記事項 (例：化学的危険物質や病原体等を扱う場合等の設備構造の有無等)	

動物実験部会調査日： 年 月 日

調査結果：  申請された実験室は規程に適合する。  
(条件等  改善後、使用開始すること。) 申請された実験室は規程に適合しない。

意見等：

設置承認の可否：  承認 (承認番号： )  不承認

決定年月日： 年 月 日

尚綱大学長

添付資料

- 1) 実験室の位置を示す地図
- 2) 実験室の平面図